

平成30年7月19日

お知らせ

担当課	建築指導課	保健福祉課
担当者	金光・伊藤・川内	平田
内線番号	3532・3533	2815
直通番号	(086)226-7499	(086)226-7316

被災住宅の応急修理の受付を開始します

平成30年7月豪雨で被災した住宅の応急修理の受付を各市町村において開始します。

1 制度概要

半壊等の被害を受け、そのままでは居住できない住宅について、災害救助法に基づき、居住可能な状態とするための必要最小限の応急的な修理を、一定の金額の範囲内で、市町村が指定業者に依頼し実施するものです。

2 対象者

災害救助法の適用となる18市町村（岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、鏡野町、西粟倉村、吉備中央町）内で、半壊等の住家被害を受け、自らの資力では応急修理することができない者

※全壊の住宅は、修理を行えない程度の被害を受けていると想定されるため、原則対象となりませんが、応急修理により居住可能となる場合は対象となる場合があります。

※応急修理を受けると、県実施の借上げ民間賃貸住宅など、応急仮設住宅には入居できません。

3 一世帯あたりの限度額 584,000円

※上記の額を超える部分の修理は自己負担となります。

4 応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。

5 受付開始日

総社市・新見市・真庭市：平成30年7月20日（金）から

岡山市・倉敷市：平成30年7月23日（月）から

※上記以外の市町村については、裏面の各市町村担当課にご確認ください。

6 申込み・問合せ先

裏面の各市町村担当課にご確認ください。

【裏面有り】

申込み・問合せ先一覧

市町村名	被災住宅の応急修理	【参考】借上げ民間賃貸住宅
岡山市	建築指導課 (086-803-1446) 住宅課 (086-803-1466)	住宅課 (086-803-1466)
倉敷市	建築指導課 (086-426-3501)	住宅課 (086-426-3531)
玉野市	都市計画課 (0863-32-5538)	
笠岡市	都市計画課 (0865-69-2141)	都市計画課 (0865-69-2140)
井原市	建築住宅課 (0866-62-9527)	
総社市	そうじゃ住まいの応援窓口 (080-2300-1350)	災害対策本部 (0866-92-8570)
高梁市	まちづくり課 (0866-21-0237)	
新見市	都市整備課 (0867-72-6118)	
瀬戸内市	契約管財課 (0869-22-2079)	危機管理課 (0869-22-3904)
赤磐市	建設課 (086-955-1485)	
真庭市	都市住宅課 (0867-42-7781)	危機管理課 (0867-42-1126) 都市住宅課 (0867-42-7781)
浅口市	まちづくり課 (0865-44-9044)	
※早島町	建設農林課 (086-482-0614)	総務課 (086-482-0611) 建設農林課 (086-482-0614)
里庄町	農林建設課 (0865-64-7214)	総務課 (0865-64-3111)
矢掛町	建設課 (0866-82-1014)	
鏡野町	建設課 (0868-54-2989)	くらし安全課 (0868-54-2111)
※西粟倉村	総務企画課 (0868-79-2111)	
※吉備中央町	総務課 (0866-54-1313)	建設課 (0866-54-1319)

※早島町、西粟倉村及び吉備中央町は、応急修理の対象となる住宅はありません。